

貿易・実務・総合

ADRの現状から

不動産会社が知つておくべきトラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・

低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。「」では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

日本不動産仲裁機構には、を作らせたところ、1年の半

日々、消費者からADRを見据えたトラブル相談が寄せられています。今回は、前回に引き続き、消費者から寄せられたADR相談事例について紹介します。

まずは、不動産の売買契約の取り消しを希望しているA氏。更地の時に未完成の建売物件の売買契約を交わしましたが、たが、南側のリビングの日当りが悪く、状況が全く違っています。そこでA氏が販売事業者にクレームを入れて日影図

区域の中古住宅を購入したB

氏。ある時B氏は歩道拡張に伴う用地買収で自宅の際に市役所の担当者から「この住宅用地は農業従事者用に許可されたものです。許可されたもの以外が住むことはできません」と返答されました。C氏が確認したところ、担当営業マンは購入した後になってC氏が確認したところ、担当営業マンはこの物件は高温差し湯機能しかないということが判明しました。C氏が確認したところ、C氏が不動産仲介会社にクレームを入れたところ、迷惑料として4万円の支払いを提示されました。C氏は新規物件への無償仲介と引っ越し費用の負担を希望しているため、話し合いにて互いの妥協点を探ろうと考えています。以上のように、ADRを見据えたトラブル相談をする消費者の方は、「裁判までは決断できないから、まずは話し合いをして様子をみたい」と考

ておられる方には、まず申請を行えば、居住できるよう変更許可を検討してもよいと返答を得ていますが、事業者に対しても損害賠償と許可申請変更にかかる費用を請求したいと考えています。最後は、賃貸契約を結んだ後に条件違ひが判明したC氏。不動産仲介会社を訪れた